省エネ家電購入促進事業に係る「させぼeエコポイント」発行要領

（目的）

第１条　この要領は、燃油高騰の長期化により物価高や光熱費の高騰が家庭生活に影響を及ぼしている現状に鑑みて、光熱費の負担軽減を図ること及び　佐世保市環境基本計画に定める２０５０年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの達成を目的としたゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギー性能の高い家電製品を購入する者に対し、予算の定める範囲内において、佐世保市電子地域通貨のさせぼeエコポイントを発行することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　本要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

⑴ポイント

佐世保市電子地域通貨「させぼｅコイン」において、当事業で発行するさせぼeエコポイントをいう。

⑵省エネルギーラベル

家電等の省エネ基準を定めているトップランナー制度における、機器区分ごとに定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示したラベルをいう。省エネ性マーク、省エネ基準達成率、エネルギー消費効率、目標年度の４つの情報を表示している。

⑶省エネ基準達成率

経済産業省が定める日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネ基準達成率をいう。

　（ポイント発行対象製品）

第３条　ポイント発行の対象となる製品（以下「対象製品」という）は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものであって、令和７年５月１２日以降に市内に所在する実店舗または事務所から購入（中古品の購入を除く。）し、申請者が居住する市内の住宅に設置したもので、５０，０００円以上（消費税、地方消費税抜き）の製品を対象とする。

　⑴　家庭用エアーコンディショナー

省エネルギーラベルの省エネルギー基準達成率（目標年度２０２７年度）が８７％以上であること。

　⑵　家庭用冷蔵庫

省エネルギーラベルの省エネルギー基準達成率（目標年度２０２１年度）が１００％以上であること。

　⑶　テレビジョン

省エネルギーラベルの省エネルギー基準達成率（目標年度２０２６年度）が７０％以上であること。

　（ポイント発行対象者）

第４条　ポイント発行の対象となる者は、本市に住所を有する者で自ら居住する市内の住宅に対象製品を設置する者（事業所への設置は不可）とする。

（ポイント発行対象経費）

第５条　ポイント発行の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象製品本体の購入費用とする。

　ただし、対象経費に消費税、地方消費税は含まないものとする。

　（ポイントの発行数）

第６条　ポイントは、対象経費に５分の１を乗じて得たものとし、そのポイント数に１，０００ポイント未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、２０，０００ポイントを上限とする。

（ポイント発行申請）

第７条　ポイント発行申請は佐世保市電子地域通貨させぼeコインアプリの申請フォームを通じて次の各号に掲げる資料を添えて、令和７年５月１２日から令和７年１２月２２日までにこれを提出しなければならない。ただし、予算の上限額に達した場合は、申請期限前に終了するものとする。

　⑴　領収書等の写し

（対象経費並びに対象製品の型番、購入日及び購入した店舗または事務所の所在地が分かるものに限る）

　⑵　対象製品の納品日又は設置日、納品先住所が確認できるものの写し

ただし、対象製品を自ら持ち帰った場合は対象製品を設置後の写真でも可とする。

　⑶　購入した製品の製造番号がわかるものの写し（書類がなければ、製品本

体に記載されている表示、ラベルの写真でも可）

　⑷　その他市長が必要と認めるもの

２　ポイント発行申請については、対象製品のうち２品までとし、申請回数は２回を限度とする。

　（ポイント発行の決定）

第８条　前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、ポイント発行を決定し、その発行ポイント数が確定した時にはポイント発行の旨を当該申請者に通知するものとする。

　（ポイントの有効期限）

第９条　当該事業で発行したポイントの有効期限は令和８年２月２８日までとする。

（ポイントの取消）

第１０条　申請者が次のいずれかに該当する場合、ポイント発行数に応じて取消、返還、減額等（以下「取消等」という。）の措置を行うことができる。

　⑴　本要領に違反した場合

　⑵　ポイント発行の申請に際して虚偽の申告や不正な手段を用いた場合

　⑶　ポイントの利用に際して不正な行為を行った場合

　⑷　その他、ポイントの取消等が必要と認められる場合

２　前項に規定する取消等を行った場合において、発行したエコポイントが既に使用され、返還ができない場合にあっては、当該取消等の対象となったエコポイントに相当する金額を請求するものとする。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和７年４月１日から施行する。

　（失効期限）

２　この要領は、令和８年３月３１日限りその効力を失う。